**インターネットの利用（有線LAN・無線LANを含みます。）により遠隔操作を行う場合の条件適合説明書**

1. 遠隔操作を行う送信機番号：
2. 電波法関係審査基準　第15（アマチュア局）の24アマチュア局の遠隔操作　適合説明

(1)電波の発射の停止が確認できるものであること。

|  |
| --- |
|  |

(2)免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

|  |
| --- |
|  |

(3)電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

※障害が発生した場合は、免許人が、自動車等による通常の経路で原則として3時間以内に無線設備の設置場所に到着し、速やかに対応できることが確保されている必要があります。（設備を共用する者では無く本申請免許人の移動時間が3時間を超える遠隔操作はできません。）

|  |
| --- |
|  |

(4)免許人以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。

|  |
| --- |
|  |

(5)運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。

|  |
| --- |
|  |

※無線設備の操作を行う場所を通信所としないこと。

※無線局事項書及び工事設計書の備考の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用（有線LAN・無線LANなどの種別も記載）のいずれか）を記載すること。